

市・道民税と所得税の申告はお早めに



可能な限り郵送での申告にご協力ください 郵送・問合せ先 市役所市民税課市民税担当(〒085-8505 黒金町7-5 画31-4514)

新型コロナウイルス感染症対策のため入場制限をする場合があります。また、感染リスクを避けるため郵送での申告をお願いします(記載方法等についてはお問い合わせください)。

21(令和3)年度 市・道民税の申告受付について

申告が必要な方

21(令和3)年1月1日現在、釧路市に住所があり、20(令和2)年中に所得があった方のうち、次のいずれにも該当しない方

- ①所得税の確定申告をされる方
 - ②給与所得のみの方で、勤務先で年末調整をしていて、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方(提出の有無は勤務先に確認してください)
 - ③年金所得のみの方で、年金収入金額の合計が152万円以下(65歳以上)または102万円以下(65歳未満)の方
- ※所得税の確定申告が不要な方(公的年金等の収入の合計金額が400万円以下の年金所得者で、その他の所得が20万円以下の方等)や、年金や給与の源泉徴収票等で扶養や各種控除に漏れがある場合には市・道民税申告をしなければ市・道民税が高く算定される場合があります。
- ※所得がない方でも、課税(所得)証明書の交付が必要な方は、申告が必要です。
- ※給与・年金所得のみの方に限り確定申告も受け付けます(申告期間のみ)。

申告に必要なもの

印鑑、収入の支払金額のわかるもの(給与・年金の源泉徴収票、給与明細書など)、20(令和2)年中に支払った各種保険料(生命、地震、国民健康、後期高齢者医療、介護、国民年金など)の領収書または証明書、障害者(療育)手帳、障害者控除対象者認定書、医療費控除の明細書。

※郵送で申告する場合は、申告書に必要事項を記入・押印し、上記書類の写しを同封してください。書類の返送を希望する方は、返信用封筒を同封してください。

※医療費控除を受けるには、受診者ごと、病院・薬局ごとに医療費支払額を集計した「医療費控除の明細書」の提示が必要です(医療費の領収書

の提示のみでは医療費控除を受けることができません)。また、「医療費のお知らせ」を提示することで明細書の内訳の記載を省略することができます。セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、「セルフメディケーション税制の明細書」および「一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類」の提示が必要となります(医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらか一方の選択になります)。

※申告にはマイナンバーの記載が必要になります。本人確認のため番号確認書類(マイナンバーカードや通知カード等)と身元確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)の提示または写しを添付してください。郵送による提出の場合は、番号確認書類、身元確認書類の写しを添付してください。

申告受付日・会場

※受付時間は午前9時から午後4時30分まで。

受付日	会場	所在地	電話番号
2月15日(月)	桜ヶ岡中央会館	桜ヶ岡4-3-28(桜ヶ岡支所隣)	090-1308-3813
2月16日(火)	コア大空	益浦1-20-20	91-0504
2月17日(水) 2月18日(木)	コア鳥取	鳥取北8-3-10	53-3199
2月19日(金)	大楽毛生活館	大楽毛4-8-7	57-8467
2月22日(月)	春採下町会館	武佐1-3-25(春採支所隣)	46-6497
2月24日(水) 2月25日(木)	コアかがやき	愛国191-5511	39-5070
3月1日(月)~15日(月) (土・日曜日除く)	市役所防災庁舎1階多目的スペース	黒金町7-5	31-4514

各支所での受け付けは行いませんのでご注意ください。
※阿寒町・音別町行政センターでの申告の詳細については、各行政センター通信をご覧ください。

釧路税務署からのお知らせ

確定申告会場へのご来場を検討されている方へ

新型コロナウイルス感染症対策として、確定申告会場への入場には「**入場整理券**」が必要になります。

整理券の配付方法は次の2つです。

1 会場当日分を配付

2 LINEで事前発行 詳しくはこちら→



※会場の混雑を緩和し、いわゆる「3密」を防止するために実施するものです。
※整理券の配付状況や会場の混雑状況により、来場された時間よりも後の時間帯の入場となる場合があります。
※当日分の整理券の配付が終了した場合など、配付状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります。
※電話での予約は行っていません。

来場時のお願い

- 来場は少人数で ● 体調不良時は来場しない
- マスク着用 ● 検温・アルコール消毒

確定申告会場

開設期間 2月16日(火)から3月15日(月)まで
(土・日曜日、祝日を除く)
相談受付時間 午前9時から午後4時まで



経理や税金に関するご相談はこちらへ

電話による無料税務相談会

事前予約制による電話相談です

日時 2月19日(金)午前9時~正午、午後1時~4時

予約期間 2月1日(月)~2月12日(金)(土・日曜日、祝日を除く)
午前10時~正午、午後1時~4時

問合せ先 北海道税理士会釧路支部(画42-0407)